

# 5月は消費者月間です

## 消費者月間全国統一テーマ「“消費”で築く新しい日常」

令和3年度消費者月間では、消費者一人ひとりが「新しい日常」において、より良い消費行動をとるきっかけとなることを目指し、統一テーマを掲げています。

**消費者月間とは**…「消費者基本法」改正前の「消費者保護基本法」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」としています。

近年、詐欺・悪質商法の手口は多様化・複雑化し、被害も深刻で解決が困難なものが増えています。こうした被害を防ぐには、消費者自身が必要な知識を身につけ、未然に防止することが大切になってきます。

今回は、全国的に被害の多い2つの手口について説明します。

### ① 還付金等詐欺

市区町村や  
年金事務所、税務署  
などの職員に  
なりすまして…

医療費の過払い金を還付します。

年金の一部が未払いになっていたため、  
お金を払い戻します。

すぐに還付手続きしないと、お金を払えなくなって  
しまいます。今すぐATMに行ってください。

ATMに着いたらXXX-XXXX-XXXXまで電話して  
ください。

- 「医療費」「税金」「保険料」「年金」等を理由に「お金を還付する」と電話をかけてきます。
- 手続きのためにATM（現金自動預払機）に誘導し、そこから電話をかけさせて操作を指示し、お金をだまし取ります。



➡ **「還付金」をATMで返還することは絶対にありません!**  
**公的機関が電話でATMを操作させることは絶対にありません!**

### ② 振り込め詐欺

#### キャッシュカード受け取り型

警察官になりすまして…

あなたの銀行口座が詐欺に使われていたことが分かりました。調査のため暗証番号を教えてください。また、キャッシュカードを作り替える必要があるため、今から取りに行きます。

金融機関職員になりすまして…

あなたのキャッシュカードをよりセキュリティの高いICカードに切り替えます。これから職員がキャッシュカードを自宅まで取りに行くので預けてください。

- 警察や金融機関が電話で暗証番号を聞くことはありません。また、金融機関の店舗外でキャッシュカードを預かることもありません。
- 見ず知らずの人にキャッシュカードや通帳・印鑑を預けてはいけません。

### ➡ 「キャッシュカードを預かります」は詐欺!

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、買い物や日常の生活が大きく変わりました。外に出る買い物や食事が減った代わりに、家での通信販売やテイクアウト等を利用する機会が増えました。コロナ禍で社会が不安定な今、新たな悪質商法によるトラブルも多いので注意が必要です。

### 《困ったときはご相談ください!!》

消費生活に関するトラブルや悩みがある場合は、一人で抱え込まずに山形県消費生活センターや尾花沢警察署、役場総務課にご相談ください。職員が相談に応じます。

- 山形県消費生活センター Tel 188 (消費者ホットライン)
- 尾花沢警察署 Tel 24-0110
- 大石田町総務課総務グループ Tel 35-2111 (内線 218)